

佐賀県訓令甲第7号

本 庁
現 地 機 関
労働委員会事務局

佐賀県職員安全衛生管理規程（平成元年佐賀県訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後								
<p>（安全管理者）</p> <p>第9条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 安全管理者は、<u>総括安全管理者</u>及び第2項の規定による選任に係る現地機関の長の指揮監督を受け、第7条第3項各号に掲げる事項のうち、安全に係る技術的事項を管理するものとする。</p> <p>5 略</p> <p>（衛生管理者）</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に規定する現地機関の長は、前項の規定により衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、省令第7条第2項に規定する報告書を職員安全衛生管理者及び次の表の左欄に掲げる現地機関の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める機関の長に提出しなければならない。</p>	<p>（安全管理者）</p> <p>第9条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 安全管理者は、<u>総括安全衛生管理者</u>及び第2項の規定による選任に係る現地機関の長の指揮監督を受け、第7条第3項各号に掲げる事項のうち、安全に係る技術的事項を管理するものとする。</p> <p>5 略</p> <p>（衛生管理者）</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>本庁及び</u>第1項に規定する現地機関の長は、前項の規定により衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、省令第7条第2項に規定する報告書を職員安全衛生管理者及び次の表の左欄に掲げる<u>事業所</u>の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める機関の長に提出しなければならない。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="235 1238 808 1286">現地機関の区分</th> <th data-bbox="808 1238 1113 1286">機関の長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="235 1286 808 1372">1 労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1の第12号に掲げる事業を行う</td> <td data-bbox="808 1286 1113 1372">略</td> </tr> </tbody> </table>	現地機関の区分	機関の長	1 労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1の第12号に掲げる事業を行う	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1113 1238 1738 1286">事業所の区分</th> <th data-bbox="1738 1238 2036 1286">機関の長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1113 1286 1738 1372">1 労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1の第12号に掲げる事業を行う</td> <td data-bbox="1738 1286 2036 1372">略</td> </tr> </tbody> </table>	事業所の区分	機関の長	1 労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1の第12号に掲げる事業を行う	略
現地機関の区分	機関の長								
1 労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1の第12号に掲げる事業を行う	略								
事業所の区分	機関の長								
1 労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1の第12号に掲げる事業を行う	略								

改正前		改正後	
<p>現地機関及び同表に掲げる事業以外の事業を行う<u>現地機関</u></p>		<p>事業所及び同表に掲げる事業以外の事業を行う<u>事業所</u></p>	
<p>2 労働基準法別表第1の第3号、第13号及び第14号に掲げる事業を行う<u>現地機関</u></p>	<p>当該現地機関の所在地を管轄する労働基準監督署の長</p>	<p>2 労働基準法別表第1の第3号、第13号及び第14号に掲げる事業を行う<u>事業所</u></p>	<p>当該事業所の所在地を管轄する労働基準監督署の長</p>
<p>4・5 略 (産業医) 第13条 略 2 略 3 職員安全衛生管理者は、前項の規定により産業医を選任し、又は委嘱したときは、遅滞なく、省令第13条第2項に規定する報告書を第10条第3項の表の左欄に掲げる<u>現地機関</u>の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める機関の長に提出しなければならない。 4～6 略</p>		<p>4・5 略 (産業医) 第13条 略 2 略 3 職員安全衛生管理者は、前項の規定により産業医を選任し、又は委嘱したときは、遅滞なく、省令第13条第2項に規定する報告書を第10条第3項の表の左欄に掲げる<u>事業所</u>の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める機関の長に提出しなければならない。 4～6 略 (総括産業医) 第13条の2 <u>本庁に総括産業医を置くことができる。</u> 2 <u>総括産業医は、職員安全衛生管理者が医師である職員のうちから選任するものとする。</u> 3 <u>総括産業医は、前条第4項各号に掲げる事項を統括するものとする。</u></p>	
<p>(健康診断の種類) 第25条 職員に対して行う健康診断の種類は、次のとおりとする。</p>		<p>(健康診断の種類) 第25条 職員に対して行う健康診断の種類は、次のとおりとする。</p>	
<p>(1) 略</p>		<p>(1) <u>採用時健康診断</u> (2) 略 (3) <u>特定業務従事職員健康診断</u></p>	

改正前	改正後
<p>(2)～(4) 略 (健康診断の未受診者の取扱い)</p> <p>第30条 やむを得ない理由により指定された期日又は期間内に定期健康診断を受けることができなかった職員は、<u>当該定期健康診断の期日又は期間の末日から1月以内に、医師による健康診断を受け、健康診断書を課又は現地機関の長を経由して職員安全衛生管理者に提出しなければならない。</u></p> <p>(健康診断の免除)</p> <p>第31条 職員は、前2条の規定にかかわらず、健康診断の際、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該健康診断を受けることを要しないものとする。</p> <p>(1) <u>疾病のため長期にわたって入院又は自宅療養をしている者</u> (2) <u>長期にわたって研修を受講している者</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2 <u>課又は現地機関の長は、所属職員が前項各号のいずれかに該当する者であると認めるときは、職員安全衛生管理者にその旨を届け出なければならない。</u></p> <p>(健康診断の判定結果の通知)</p> <p>第32条 職員の健康診断を実施した医師は、その健康の状況を判定し、その判定の結果を職員安全衛生管理者に通知しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(健康診断個人票の作成等)</p> <p>第33条 <u>課及び現地機関の長は、前条第2項の規定による通知に基づき、健康診断の結果を所属職員の健康診断個人票に記録し、こ</u></p>	<p>(4)～(6) 略 (健康診断の未受診者の取扱い)</p> <p>第30条 やむを得ない理由により指定された期日又は期間内に定期健康診断を受けることができなかった職員は、<u>その理由が消滅した後速やかに、医師による当該健康診断に相当する健康診断を受けなければならない。</u></p> <p>(健康診断の免除)</p> <p>第31条 職員は、前2条の規定にかかわらず、健康診断の際、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該健康診断を受けることを要しないものとする。</p> <p>(1) <u>地方職員共済組合佐賀県支部が行う人間ドックを受けた者</u> (2) <u>他の医師が行う当該健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を提出した者</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(健康診断の判定結果の通知)</p> <p>第32条 職員の健康診断を実施した医師は、その健康の状況を判定し、その判定の結果を<u>当該職員及び職員安全衛生管理者</u>に通知しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(健康診断個人票の作成等)</p> <p>第33条 職員安全衛生管理者は、<u>職員の健康診断の結果を別に定めるところにより記録し、これを5年間保管しなければならない。</u></p>

改正前	改正後										
<p>れを保管しなければならない。</p> <p>2 課及び現地機関の長は、<u>所属職員が異動したときは、当該所属職員に係る健康診断個人票を異動先の課又は現地機関の長に送付しなければならない。</u></p> <p>(事後措置)</p> <p>第34条 職員安全衛生管理者は、<u>第32条第1項の判定の結果に基づき職員に対し指示を行う必要があると認めるときは、佐賀県職員衛生管理委員会規程(昭和27年佐賀県訓令乙第857号)第1条の規定により設置された佐賀県職員衛生管理委員会に諮問し、当該職員に対し必要な指示を行うものとする。</u></p> <p>2 課及び現地機関の長は、<u>第32条第2項の規定による判定の結果の通知を受けたときは、所属職員に通知するとともに、適切な事後措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>(健康管理指導区分の判定及び事後措置)</p> <p>第34条 職員安全衛生管理者は、<u>第32条第1項の規定による通知に基づき、次の表の左欄に掲げる健康管理指導区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる判定を行い、その判定の結果を課及び現地機関の長に通知するものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1151 639 2033 930"> <thead> <tr> <th>健康管理指導区分</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">医療に関する区分</td> <td>要医療</td> </tr> <tr> <td>要観察</td> </tr> <tr> <td>異常なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">勤務に関する区分</td> <td>通常勤務</td> </tr> <tr> <td>就業制限</td> </tr> <tr> <td>要休業</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 課及び現地機関の長は、<u>前項の規定による通知に基づき、適切な事後措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(保健指導)</p> <p>第35条 職員安全衛生管理者は、<u>健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認めるときは、職員に対し、法第66条の7の規定による医師又は保健師による保健指導を行うものとする。</u></p> <p>(過重労働に係る面接指導)</p> <p>第36条 職員安全衛生管理者は、<u>法第66条の8第1項の厚生労働省令で定める要件に該当する職員に対し、同項の規定による医師に</u></p>	健康管理指導区分	判定	医療に関する区分	要医療	要観察	異常なし	勤務に関する区分	通常勤務	就業制限	要休業
健康管理指導区分	判定										
医療に関する区分	要医療										
	要観察										
	異常なし										
勤務に関する区分	通常勤務										
	就業制限										
	要休業										

改正前	改正後
<p>第35条・第36条 略</p>	<p>よる面接指導を行わなければならない。</p> <p>2 <u>面接指導の実施方法、面接指導の結果に基づき前項の職員の健康を保持するために講ずべき措置その他面接指導等の実施に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>(心理的な負担の程度を把握するための検査等)</p> <p>第37条 <u>職員安全衛生管理者は、職員に対し、法第66条の10第1項の規定による医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>職員安全衛生管理者は、法第66条の10第2項の規定による通知を受けた職員であって心理的な負担の程度が同条第3項の厚生労働省令で定める要件に該当するものが医師による面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、当該申出をした職員に対し、同項の規定による医師による面接指導を行わなければならない。</u></p> <p>3 <u>心理的な負担の程度を把握するための検査の実施方法、面接指導の実施方法、面接指導の結果に基づき前項の職員の健康を保持するために講ずべき措置その他心理的な負担の程度を把握するための検査等の実施に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>第38条・第39条 略</p>

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。